

内閣参質一八九第三四三号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出原薬等の製品製造過程で排出される排溶媒と非課税エタノールに関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出原薬等の製品製造過程で排出される排溶媒と非課税エタノールに関する
質問に対する答弁書

御指摘の「原薬等の製品製造過程で排出される排溶媒」の意味するところが必ずしも明らかではないが、アルコールを含有する廃溶媒がアルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定する「アルコール」に該当する場合には、その譲渡については同法による規制の対象となるが、このような措置は、当該廃溶媒が酒類の原料として不正に使用されることを防止するために必要なものであると考えている。

